

## 審査基準

事務名	公共下水道への固着申請	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法第24条</li> <li>・東京都下水道条例第22条</li> <li>・東京都下水道条例施行規定第1条</li> </ul>	
処理機関	下水道事務所	
標準処理期間	7日間	
審査基準	要件	<p>許可を受けようとする者は、申請書に必要書類を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときもまた同様とする。</p> <p>また、排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は「東京都下水道条例施行規定」に基づくものとする。</p>
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請書</li> <li>(2) 施設または工作物その他の物件を設ける場所を表示した平面図(縮尺3,000分の1以上)</li> <li>(3) 物件の配置を表示した平面図(縮尺200分の1以上)</li> <li>(4) 物件の断面を表示した図面(縮尺200分の1以上)</li> <li>(5) 物件の構造の詳細を表示した図面(縮尺20分の1以上)</li> </ul>
備考		